第二条第二号ロ中「農業協同組合にあっては、」を削り、「信用事業」の下に「（法第十条第六項第八号の二に掲げる事業を除く。）」を加え、同号ハを次のように改める。

ハ　前条第一号チに掲げる者の業務（水産業協同組合法第十一条の四第二項（同法第九十二条第一項、第九十六条第一項及び第百条第一項において準用する場合を含む。）に規定する信用事業（同法第十一条第三項第七号の二、第八十七条第四項第七号の二、第九十三条第二項第七号の二及び第九十七条第三項第七号の二に掲げる事業を除く。）に限る。）

第三条中「ラ」を「ナ」に改める。

第四条中「リ」を「ヌ」に改める。

第三条　平成十八年三月三十一日金融庁農林水産省告示第十二号（水産業協同組合法第十一条第三項第七号等に規定する主務大臣の定める者等を定める件）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中リをヌとし、ホからチまでをヘからリまでとし、ニの次に次のように加える。

ホ　農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）第十四条の六第一項

第二条第二号イ⑷中「（昭和二十六年法律第二百三十八号）」の下に「第五十三条第三項第七号の二及び」を加え、同号イに次のように加える。

⑸　中小企業等協同組合法第九条の八第二項第十二号の二及び第九条の九第六項第一号の三に掲げる事業

第二条第二号ロ中「農業協同組合にあっては、」を削り、「信用事業」の下に「（同法第十条第六項第八号の二に掲げる事業を除く。）」を加え、同号ハを次のように改める。

ハ　前条第八号に掲げる者の業務（法第十一条の四第二項（法第九十二条第一項、第九十六条第一項及び第百条第一項において準用する場合を含む。）に規定する信用事業（法第十一条第三項第七号の二、第八十七条第四項第七号の二、第九十三条第二項第七号の二及び第九十七条第三項第七号の二に掲げる事業を除く。）に限る。）

第四条中「リ」を「ヌ」に改める。

第四条　農業協同組合の従属業務を営む会社が農業協同組合のために営む従属業務等に関する基準（平成十八年十一月九日金融庁農林水産省告示第二十三号）の一部を次のように改正する。

第六条中「第十項ただし書」を「第十四項ただし書」に、「すべて」を「全て」に改める。

第五条　漁業協同組合等の従属業務を営む会社が漁業協同組合等のために営む従属業務等に関する基準（平成十八年十一月九日金融庁農林水産省告示第二十四号）の一部を次のように改正する。

第六条中「第十項ただし書」を「第十四項ただし書」に、「すべて」を「全て」に改める。

第六条　平成二十二年十二月二十八日金融庁農林水産省告示第十五号（農林中央金庫法施行規則第百二十三条第六号ハの規定に基づき農林中央金庫と農林中央金庫代理業者の利益が相反する取引が行われる可能性があると認められるものから除かれる者を定める件）の一部を次のように改正する。

「第二十四条第三項」を「第二十四条第四項」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この告示は、金融商品取引法等の一部を改正する法律及び農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する等の法律（以下「基盤強化法等改正法」という。）の施行の日（平成二十六年四月一日）から施行する。

（経過措置）

第二条　この告示の施行の際現に基盤強化法等改正法第四条の規定による廃止前の青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法（平成七年法律第二号）第五条第一項に規定するセンター（以下「センター」という。）の業務の代理を行っている農業協同組合及び農業協同組合連合会については、第二条の規定による改正後の平成十八年三月三十一日金融庁農林水産省告示第九号（以下「改正告示」という。）第一条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2　この告示の施行後に基盤強化法等改正法附則第九条第一項及び第二項の規定によりなお従前の例によりセンターが貸付けに係る業務を行う場合における農業協同組合及び農業協同組合連合会による当該センターの業務の代理については、改正告示第一条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

○文部科学省告示第五十八号

公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成二十六年文部科学省令第十三号）の施行に伴い、公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則第一条第一項第二号イ及びロの各種学校及び団体を指定する件の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十六年三月三十一日　　文部科学大臣　下村　博文

公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則第一条第一項第二号イ及びロの各種学校及び団体を指定する件の一部を改正する告示

公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則第一条第一項第二号イ及びロの各種学校及び団体を指定する件（平成二十二年文部科学省告示第八十二号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則第一条第一項第四号イ及びロの各種学校及び団体を指定する件

第一条中「公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則（」を「高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則（平成二十二年文部科学省令第十三号。」に、「第一条第一項第二号イ」を「第一条第一項第四号イ」に改める。

第二条中「第一条第一項第二号ロ」を「第一条第一項第四号ロ」に改める。

附　則

この告示は、平成二十六年四月一日から施行する。

○厚生労働省告示第百二十四号

雇用対策法施行規則（昭和四十一年労働省令第二十三号）第十三条第二項の規定に基づき、平成二十六年度雇用施策実施方針の策定に関する指針を次のように定める。

平成二十六年三月三十一日　　厚生労働大臣　田村　憲久

平成二十六年度雇用施策実施方針の策定に関する指針

目次

第一　趣旨
第二　平成二十六年度の重点施策
一　地域における雇用創出と人材確保
(一)　離職を余儀なくされる労働者の円滑な再就職の実現
(二)　成長分野等での雇用創出と人材確保の推進
(三)　成長分野等で求められる人材育成の推進
(四)　女性・若者・高齢者等の雇用拡大、賃金引上げ促進及び人材育成